

○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項及び第四項、第二十条の二、第三十四条、第三十五条の二第二号、第三十五条の六第二号、第三十五条の十一、第三十五条の十二、第三十六条の五、第四十条第二項並びに第四十八条第二項及び第三項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（第四十五条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三十六条の五の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> | <p>事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第十六条第三項、第二十五条、第三十四条第二項、第三十六条及び第四十八条第二項の規定に基づき、事業用電気通信設備規則の細目を次のように定める。</p> <p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の二第二号（第五十三条第二項）において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二 二四（略）</p> <p>（総合品質）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 規則第三十六条の五第一項の規定による総合品質の基準は、ITU-T G.107 勧告における総合音声伝送品質の値を五〇を超える値とし、G.114 勧告における端末設備等相互間の平均遅延の値を四〇〇ミリ秒未満とする。ただし、当該値を算出できる確率が〇・九五以上でなければならない。</p> |

(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)

第七条 規則第四十条第二項の規定により規則第三十七条及び第三十九条において準用する第十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

(基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の適用除外)

第七条 規則第四十八条第二項の規定により規則第三十八条及び第四十条第二項の規定を適用しない小規模な事業用電気通信設備は、端末回線を専ら集線するための事業用電気通信設備とする。

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十三号)の施行の日(平成〇〇年〇月〇日)から施行する。